

ハラスメント規約(抜粋)

3、ハラスメントの定義

ハラスメントとは、イベントの場等において、意識的であることはもちろん、意識的でなくとも、ある特定の個人または諸個人が他の特定の個人もしくは諸個人に対し、優位性等を踏まえ、不当な言動により相手方を不快にし、脅威・屈辱感・不利益を与え、その環境を悪化させる人権侵害をいう。ハラスメントには、以下のような様態がある。

①セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により、心身を不快や不安な状況に追いこみ、苦痛を与えることをいう。

性的な言動とは以下のようなものがあげられる。

- 強制わいせつ行為
 - 性的な関係を強要すること
 - 必要なく身体に触れること
 - 性的な内容の噂を流すこと
 - 性的な事実関係を尋ねること
 - わいせつな文書・写真その他の性的な情報を意図的に公開したり送信したりすること
 - わいせつな会話・冗談をいうこと、ジェンダーによって不当な扱いをすること
- その他、類するものと判断されること等をセクシュアル・ハラスメントという。

②パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、イベント運営スタッフおよび関係者における地位・立場や人間関係等の優位性を背景に、業務や指導等の適正な範囲を超えて、身体的・精神的苦痛を与える行為、または環境を悪化させる行為をいう。具体的には、以下のようなものがあげられる。

- 暴行・傷害等の身体的な攻撃をすること
- 脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言等の精神的な攻撃をすること
- 隔離・仲間外し・無視等の人間関係からの切り離しをすること
- 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制や仕事の妨害等をすること
- 昇進・昇格等を妨害すること、職務上必要な情報を意図的に伝えないこと
- 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた仕事を命じること
- 業務を与えないこと
- 私的なことに過度に立ち入ること
- 私的な使役や負担を強制すること

その他、類するものと判断されること等をパワー・ハラスメントという。

③迷惑行為

迷惑行為とは、イベント開催時およびイベント準備時において参加者が他の参加者・運営スタッフ・関係者にたいして、また、運営スタッフおよび関係者が参加者に対して、パワー・ハラスメントに類する行為を行なった場合をいう。具体的には、以下のようなものがあげられる。

- パワー・ハラスメントで上げた例示。
- ゲームプレイ中における他の参加者へのプレイ方法の強要
- 特定他者への嫌がらせを目的としてゲームプレイを意図的に行うこと
- 他の参加者の行為を否定しつつ自己の行為への全肯定を求めること
- ゲームマスター、カードゲーム・ボードゲームのインストラクターの権限を著しく侵害するルール確認

- 参加者および運営スタッフ間による同意のない連絡先要求、勧誘行為
 - TGFF の名前を利用して利益要請や供与を行なうこと
- その他、類するものと判断されること等を迷惑行為という。

④その他のハラスメント

その他のハラスメントとは、上記以外のハラスメントを指す。

ハラスメントに関する参考資料

厚生労働省「職場におけるハラスメント対策資料」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000181888.pdf>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会「セクシュアル・ハラスメント」

<http://www.moj.go.jp/jinkennet/asahikawa/sekuhara.pdf>

同上「パワー・ハラスメント」

<http://www.moj.go.jp/jinkennet/asahikawa/pawahara.pdf>